

WCS用稲を取り組む皆様へ

WCS用稲の適切な肥培管理と収穫を行って下さい！

取組計画書に記載したほ場のWCS用稲は、全て稲の穂と茎葉を併せて収穫・ラッピングを行い、契約した需要者等へ適切に引渡してください。

子実の収穫はできません！

不適正な流通・使用の事実が確認された場合は
(子実を主食用に出荷・販売(自らの使用を含む)した事実が判明した場合)

交付金の全額返還！

需要者等に契約どおりWCS用稲を引渡すため、一般の主食用米と同様に適切に肥培管理を行って下さい。

(作業日誌等を備え付ける。) 肥培管理等が不適切な場合は、

交付金が交付されない場合があります！

WCS用稲の取組注意

WCS用稲に取り組む農業者は、実需者(畜産農家)がおおむね1年間で使用する範囲の量(ロール数)を契約して下さい。

交付金目的で、**畜産農家**が使用する以上の契約を結ぶことのないよう留意願います。

畜産農家の方も1年間で使用する量以上の契約を結ばないで下さい。WCSが残った場合には翌年の契約を調整して下さい。また、**WCS**を他の畜産農家等へ転売することはできません。

不適切な植付や肥培管理、刈り取り時期を逸した等が判明した場合、交付金が支払われません！

近隣圃場と比較して、明らかに生育状況が悪いと判断される場合、その**理由書**を提出して頂きます。なお、自然災害等の合理的な理由がなく、不適切な栽培が行われていたこと等が判明した場合には、交付金は支払われません。

裏面もご覧下さい！

九州農政局鹿児島県拠点(経営所得安定対策担当)

WCS用稲の不適切な取組事例

田植後の圃場：ジャンボタニシによる食害



雑草が繁茂した圃場



適切な肥培管理が行われず、ジャンボタニシの食害や雑草が繁茂した圃場等には、交付金が支払われない場合があります。

【例】WCS用稲作付け面積（500 a）内、不適切な栽培面積（400 a）

《全て適正管理だった場合》 $500 \text{ a} \times (8 \text{ 万円}/10 \text{ a})$ 交付金額：400万円

《一部不適切な管理だった場合》 $500 \text{ a} - 400 \text{ a} = 100 \text{ a}$
 $100 \text{ a} \times (8 \text{ 万円}/10 \text{ a})$ 交付金額：80万円

コンバインによる子実の収穫



子実を収穫し茎葉のみをラッピング



子実を収穫し、主食用に出荷・販売した事実が判明した場合は、経営所得安定対策等の全ての交付金が支払われません。また、その事実を公表することがあります。

（既に支払われている場合は、交付金の金額返還となります。）

【例】WCS用稲作付け面積（500 a）内、不適切な栽培面積（400 a）

《全て適正管理・収穫・出荷だった場合》 $500 \text{ a} \times (8 \text{ 万円}/10 \text{ a})$ 交付金額：400万円

《一部不適切な流通だった場合》 $500 \text{ a} - 400 \text{ a} = 0 \text{ a}$
 $0 \text{ a} \times (8 \text{ 万円}/10 \text{ a})$ 交付金額：0円

《既に交付金が支払われた場合》 交付された金額400万円の返還、延滞金納付

不適切な栽培管理・収穫作業を見受けられた方は九州農政局鹿児島県拠点（経営安定対策担当）へ連絡願います。